

令和3年度阿久根市奨学生募集要項

阿久根市教育委員会

1. 阿久根市奨学金の趣旨

この奨学金は、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学を困難とする者に対して貸し付けるものである。

2 奨学金貸付額

区 分	修学資金（月額）	入学一時金（一括）
高等学校又は 高等専修学校	9,000円	
高等専門学校，専門学校又は 職業訓練短期大学校	18,000円	800,000円以内（ただし，修業年限3年の場合は600,000円以内，2年の場合は400,000円以内）とし，入学に際し，1回に限り貸し付けるものとする。
大学（大学院）	40,000円	

※ 修学資金と入学一時金は，併せて貸し付けることができる。

3 奨学生の必要資格要件等

令和3年3月現在，以下の要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に3年以上在住する者の子であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校，高等専門学校，大学（大学院を含む。）及び修業年限2年以上の高等専修学校，専門学校又は職業訓練短期大学校等に在学し，又は入学しようとしていること。

※ 通信制の大学・専門学校・高校等は該当しないので注意すること。

- (3) 品行方正で学業優秀と認められること。
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること。
- (5) 奨学金の返還が確実であり，かつ，これについて確実な保証人を有すること。（保証人については，住所を阿久根市に有し，独立の生計を営む者で，奨学金の返還に関し保証能力のある者）

4 貸付期間について

(1) 修学資金

貸付けを決定した月から始まり，奨学生の在学する学校の正規の修業年限を終了する月までとする。交付は，毎年4月と10月に半年分をまとめて行う。